2004 年 11 月 21 日
2016 年 3 月 1 日改正

ファーストステップ・ジョブグループ（FSJG）会員約束事項

〇団体名　ファーストステップ・ジョブグループ　（愛称）FSJG
〇設立年月日　2002 年 8 月 25 日
〇ファーストステップ・ジョブグループは「ひきこもり」当事者である親と子でつくるグループです。
〇長期化した「ひきこもり」を対象に社会参加に向け自発的な行動を促すのが目的です。
〇「ひきこもり」のままでできる仕事を考え、親が自分の子に仕事を提供するのではなくグループの他者の子に提供します。
〇仕事内容・課題等について、試行期間を 3 ヶ月と設定し 3 ヶ月毎に検討し直します。
〇仕事完了時に支払う賃金は原則としてグループ会計より支払います。仕事内容によっては上記の通りとは限らず例外もあります。
〇会費は、入会金：3000 円、月会費：3000 円とします。
〇年度途中の入会の場合、入会金、会費はその時点で納めることとします。
〇グループ解散の時に限り、会費残高を分配返金します。それ以外の脱会においては納入された会費は返却致しません。但し、活動の展開により変更も有り得ます。変更は構成メンバー全員による協議の上で決定します。
〇会計年度は９月から翌年８月までとします。
〇グループ活動にかかわる活動費は基本的にはグループからの支出とします。但し、個人負担金についてはケース毎に協議検討し決定します。
〇グループ活動においての事故については、保険適応範囲内で対応します。それ以外については当グループは一切責任を負いません。（NPO 活動総合保険、保険種目：傷害・賠償責任、保険期間：1 年、対象：グループメンバーおよびグループ活動参加者、年毎更新、保険料はグループ会計から支払う）
〇原則としてグループ構成メンバーの協議のもと運営します。
〇ファーストステップ・ジョブグループ事務局は立命館大学人間科学研究所内に置くものとします。
〇本会員約束事項については、結成後２年時の２００４年９月例会よりグループ構成メンバーで継続して協議し、２００４年１１月２１日の１１月例会において決定したものです。

本会員約束事項の改正に関する報告
１．２００９年４月２５日の４月例会において会計年度（改前９月から翌年８月）を４月

から翌３月に変更しました。

２．２００９年４月２５日の４月例会において、入会金（改前 3000 円）を 5000 円に改正しました。

３．２０１１年４月２４日の４月例会において卒業生会費（改前一般会費）を 1000 円に改正しました。

４．２０１３年４月１４日の４月例会において、会員以外の当事者家族の例会参加（見学参加）は無料とし、２回目参加より会費を徴収し、入会となれば翌月に入会金を徴収することに改正しました。

５．２０１５年４月２６日の４月例会において、活動および会計全般を見直し、月会費を（3000 円から 4000 円に)、卒業生会費を（1000 円から 1500 円に）改正しました。

６．２０１５年１２月２７日の１２月例会において、賛助会費（年 1000 円：一口 1000 円から）設定を協議検討し、２０１６年３月より FSJG 活動賛同者（会員以外）から随意に賛助会費として支援を受けることとします。

７．２０１６年３月１日をもって、ファーストステップ・ジョブグループ事務局は、旧住所（京都市北区等持院北町 56-1 立命館大学人間科学研究所）より新住所（京都市上京区河原町通丸太町上る出水町 284 番地まちとしごと総合研究所内）に置くものとします。